

公告

一般競争入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び南三陸町財務規則(平成17年南三陸町規則第32号)第91条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年2月16日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 件名
広報みなみさんりく広告枠売却業務
- (2) 売却物件の概要
南三陸町の広報紙「広報みなみさんりく」に設定する最大8枠、最小4枠の広告枠に、民間企業等の広告を掲載する権利
- (3) 広告の掲載期間
平成28年5月号から平成29年4月号まで
- (4) 売渡基準額
518,400円(税込み)

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされた者
- (3) 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が南三陸町暴力団排除条例(平成24年南三陸町条例第30号)第2条第4号に規定する者でないこと。
- (4) 緊急の編集、打合せ等が必要なときに迅速に対応ができる者であること。

3 入札参加資格の承認申請

(1) 入札参加資格申請書類

入札に参加する者は、次に掲げる書類を1部持参又は郵送で提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 会社経歴、業務内容等が分かる資料（任意の様式）

(2) 入札参加資格申請書類の交付

ア 交付期間

平成28年2月16日（火）から同月19日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町企画課

※ 南三陸町ホームページからもダウンロードできるものとする。

(3) 入札参加資格申請書類の提出期限等

ア 提出期限

平成28年2月19日（金）まで（必着）

イ 場所

南三陸町企画課

(4) 入札参加有資格者については、申込みのあった者に参加資格の有無について通知する。

(5) 入札参加有資格者と認められなかった者は、その理由について担当課へ書面で問合せをすることができる。

4 入札手続等

(1) 仕様書の交付

ア 期間

平成28年2月16日（火）から同月25日（木）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町企画課

※ 南三陸町ホームページからもダウンロードできるものとする。

(2) 入札方法

ア 町指定の入札書を1枚作成し封入・封印の上、持参又は郵送により提出すること。提出場所は南三陸町企画課、提出期限は平成28年2月26日（金）（必着）とする。

イ 入札書に記載する金額は、消費税額等を含む金額とすること。

5 入札保証金

落札者は、南三陸町財務規則第92条の規定により、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納入すること。ただし、落札者が同規則第93条第1項の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納入を免除できるものとする。

6 開札等

- (1) 開札は、平成28年2月29日（月）午後3時に、南三陸町役場2階大会議室において行うものとする。なお、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により入札者が立ち会わない場合は、当該入札に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (2) 入札した者のうち、売渡基準額以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 上記に該当する者が2人以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

7 入札の無効等

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者並びに南三陸町財務規則の規定に違反した者の入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格がある旨を承認された者であっても、承認後入札時点において、入札参加資格を満たさなくなった者の入札は、無効とする。

8 契約の締結

(1) 契約の締結

契約は、開札日の翌日から起算して7日以内に締結しなければならない。落札者が期限までに契約を締結しない場合、落札はその効力を失う。

(2) 売買代金

売買代金は、落札が決定した入札書記載の金額とする。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第106条第1項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものとする。

10 その他

(1) 広告掲載基準

掲載する広告は、南三陸町広告掲載要綱（平成19年南三陸町告示第78号）、南三陸町広告掲載基準（平成19年南三陸町告示第79号）及び南三陸町広告掲載基準の細目に関する要領（平成19年南三陸町告示第80号）の規定に適合するものであること。

(2) 問い合わせ

不明な点については、当町担当者に照会すること。

南三陸町企画課企画情報係 担当者 小野寺

電話 0226-46-1371（直通）

FAX 0226-46-5348